

【様式第 26 号】産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書

作成及び提出のてびき

1 根拠法令等

岩手県では、廃棄物の適正処理を推進する観点から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」において、前年度の産業廃棄物の処理実績等について、毎年6月30日までに報告することを義務付けています。なお、報告書の提出について、本県から事業者宛に依頼文書等による連絡は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

2 報告対象者

岩手県の産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分量の許可を受けている事業者の方

3 報告対象期間及び報告内容

前年度の4月1日から3月31日までの期間において受託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績

4 報告書の提出期限

毎年6月30日まで

5 報告方法

(1) 【紙媒体】で報告する場合

様式第26号に必要事項を記入のうえ、郵送または持参によりご報告ください。

提出部数は正副2部です。なお、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、3部と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2) 【岩手県電子申請・届出サービス】を利用して報告する場合（令和8年4月1日から申込可能）

岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」から「様式第26号産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書の提出」を選択のうえ、必要事項を入力した様式第26号のExcelデータまたはPDFデータを添付してお申し込みください。

■ 岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay

6 報告書（様式第26号）の入手方法

報告書の様式や記載例は、以下の岩手県公式ホームページからダウンロードすることができます。

2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書（様式第26号）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1072089/1072032.html>

7 提出先

処分業の許可申請の際に手続きを行った県の公所（出先機関等）に提出してください。

なお、盛岡市の処分業の許可を受けている場合は、盛岡市役所廃棄物対策課(※)に提出してください。

公所（出先機関等）	管轄市町村	問合せ先
盛岡広域振興局保健福祉環境部 （盛岡市内丸 11-1）	八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・ 紫波町・矢巾町	019-629-6563
県南広域振興局保健福祉環境部 （奥州市水沢大手町 5-5）	奥州市・金ヶ崎町	0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター （花巻市花城町 1-41）	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町	0198-41-5405
一関保健福祉環境センター （一関市竹山町 7-5）	一関市・平泉町	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部 （釜石市新町 6-50）	釜石市・大槌町	0193-27-5538
大船渡保健福祉環境センター （大船渡市猪川町字前田 6-1）	大船渡市・陸前高田市・住田町	0192-22-9814
宮古保健福祉環境センター （宮古市五月町 1-20）	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村	0193-64-2218
県北広域振興局保健福祉環境部 （久慈市八日町 1-1）	久慈市・普代村・野田村・洋野町	0194-66-9681
二戸保健福祉環境センター （二戸市石切所字荷渡 6-3）	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	0195-23-9219
岩手県庁資源循環推進課 （盛岡市内丸 10-1）	県外の事業者	019-629-5368

※盛岡市役所廃棄物対策課（盛岡市若園町 2-18 電話 019-626-3755）への提出方法等の詳細は、盛岡市役所のホームページ（<https://www.city.morioka.iwate.jp/>）をご確認ください。

8 留意事項

- 当該年度の処理実績がない場合でも報告は必要です。その場合は、様式の空欄に「実績なし」と記載して提出してください。
- 報告書への社印・代表者印等の押印は不要です。
- 電子マニフェストを使用した実績についても報告の対象となります。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告する場合は、別紙の操作方法をご参照のうえご報告願います。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、申込を行った時点で受付完了となります。そのため、記載内容の確認・修正等があった場合のみ担当から連絡をします。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、控えの返送は行いません。 受付印を押印した控えが必要な方は、必ず紙媒体でご提出ください。

9 記入上の注意

- 「表題」欄は、「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」のいずれかを○で囲むか、報告しない方を取り消し線により消し、報告対象となる年度を記載願います。
- 「報告者」欄は、許可証に記載された住所・氏名を記載願います。
- 「許可の種類」欄は、「産業廃棄物処分業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」を記載し、許可を有する処分方法を括弧書きで記載願います。
- 「許可年月日」欄は、許可期限ではなく、許可された日を記載願います。なお、許可の更新を行っている場合は、直近の許可証に基づく許可年月日を記載してください。
- 「許可番号」欄は、許可証に記載されている 11 ケタの番号を記載願います。
- 「委託者」欄は、(通常の委託の場合) 排出事業者の名称、排出事業場所在地、受託量を記載願います。(報告者が再委託を受けた場合) 再委託した処分業者について記載し、1 の欄に「再」と記載願います。(県外から搬入した場合) 発生した都道府県名を 1 の欄に、搬入理由を備考 3 から選んで 2 の欄に記載願います。
- 「処分」欄は、廃棄物を処分した方法・量・処分後の廃棄物の量(中間処理の場合のみ)・処理施設の所在地を記載願います。
- 「受託者」欄は、処分後の廃棄物(燃え殻や自動車等破砕物等)を委託処分した場合、その受託者について名称等を記載し、右空欄に「残」と記載願います。(再委託した場合) 再委託先の処分業者の許可番号・名称等を記載し、右空欄に「再」と記載願います。
- 産業廃棄物の処理施設(法第 15 条施設)の場合は、処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量を別紙様式に記入願います。
- 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「産業業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。その場合は、様式第 26 号を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。
- なお、行政報告システムについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html)をご確認願います。
- 電子マニフェストを導入している事業者であっても、紙マニフェストを使用して処理した廃棄物については、その分を様式第 26 号に取りまとめて記載願います。